令和７年８月

京都地方税機構議会定例会会議録

令和７年８月　京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期１日間（令和７年８月29日）

１　出席議員氏名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　欠席議員氏名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　議事日程（第１号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
○徳谷臨時議長開会宣告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　議員異動報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　議席の一部変更並びに議席の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　議長選挙の件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
○中村議長就任挨拶　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　議事日程（第２号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１　会期決定の件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１　副議長選挙の件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
○米重副議長就任挨拶　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１　第２号議案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１　第２号議案、同意　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１　第１号議案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
○山崎広域連合長の提案理由説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１　一般質問
○磯野勝議員の質問並びに山崎広域連合長、土野池法人税務課長及び
山崎事務局長の答弁　・・・・・・・・９
○小原明大議員の質問並びに山崎事務局長、矢部事務局次長兼総務課長及び
井関業務課長の答弁　・・・・・・・13
１　第１号議案（質疑・討論・採決）
○光永敦彦議員の討論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
○小割直彦議員の討論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
１　第１号議案、認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
１　選挙管理委員及び補充員の選挙の件　・・・・・・・・・・・・・・・・・26
○中村議長閉会宣告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件　　名	議決結果
1	議長選挙の件 （中村正孝君　当選）	―
1	副議長選挙の件 （米重健男君　当選）	―
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件 （選挙管理委員 多賀久雄君、久守一敏君、松岡保君、村井弘君　当選） （選挙管理委員補充員 井上重典君、出渕登喜子君、山本正君、大里茂美君　当選）	―
第１号	令和６年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認　定
第２号	監査委員の選任について同意を求める件	同　意

令和７年８月京都地方税機構議会定例会会議録第１号

令和７年８月29日（金）午後２時00分開会

○出席議員（30名）

中　村　正　孝　君
磯　野　　勝　君
北　川　剛　司　君
光　永　敦　彦　君
小　原　　舞　君
小鍛治　義　広　君
片　山　正　紀　君
山　本　治兵衛　君
角　谷　陽　平　君
大　河　直　幸　君
星　野　和　彦　君
小　川　克　己　君
一　瀬　裕　子　君
米　重　健　男　君
小　原　明　大　君
寺　田　圭　佑　君
片　岡　　勉　君
和　田　　晋　君
下　間　康　広　君
長　岡　一　夫　君
井　上　博　明　君
大　宮　竹　志　君
小　割　直　彦　君
堀　口　宏　隆　君
松　本　俊　清　君
髙　山　豊　彦　君
森　田　喜　久　君
徳　谷　契　次　君
松　山　義　宗　君
山　﨑　良　磨　君

○欠席議員（２名）

高　橋　　輝　君
隅　山　卓　夫　君

○議会事務局

議会事務局長　　清　水　　直　喜

議事日程（第１号）令和７年８月29日(金)午後２時00分開議

第１　　諸報告
第２　　議席の一部変更並びに議席指定の件
第３　　議長選挙の件

以　上

○議会事務局長（清水直喜君）　本日招集されました令和７年８月京都地方税機構議会定例会は、前議長及び前副議長の機構議員辞職後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととされております。出席議員中、年長議員は徳谷契次議員でございますので、御紹介を申し上げます。

○臨時議長（徳谷契次君）　議長をさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいま御紹介をいただきました徳谷契次でございます。本日招集されました８月定例会に当たり、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら、年長議員のゆえをもちまして、私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これより令和７年８月京都地方税機構議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第１「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。青木敏君の議員任期満了に伴い、精華町議会から森田喜久君が選出されましたので、御報告いたします。また、荒巻隆三君、岡本和徳君、岩﨑崇央君、今川美也君、坂本優子君、上原敏君、青山まゆみ君、向川弘君、森本隆君、田井稔君、井上武津男君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

新たな選出議員として、京都府議会から磯野勝君、同じく、小原舞君、福知山市議会から片山正紀君、宇治市議会から角谷陽平君、同じく、大河直幸君、城陽市議会から一瀬裕子君、向日市議会から米重健男君、京田辺市議会から片岡勉君、木津川市議会から長岡一夫君、久御山町議会から大宮竹志君、和束町議会から髙山豊彦君が選出されましたので、御報告いたします。

○臨時議長（德谷契次君）　次に、日程第２「議席一部変更並びに議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました森田喜久君ほか13名の議員の議席指定に関連し、議席の一部を変更する必要が生じましたので、会議規則第４条第２項の規定によりお手元に配付の議席表のとおり、一部変更並びに指定をいたします。

○臨時議長（德谷契次君）　次に、日程第３「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（德谷契次君）　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（德谷契次君）　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議長に中村正孝君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名をいたしました中村正孝君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（德谷契次君）　御異議なしと認めます。

よって、中村正孝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村正孝君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

中村正孝君から御挨拶の申し出がございますので、これを許可します。中村正孝君。

〔中村正孝君登壇〕

○中村正孝君　ただいまは皆様方から御推挙を賜り、議長に選出をいただきました中村正孝でございます。円滑な議会運営に努め、議長の大役を果たしたいと存じます。議員の皆様、また山崎連合会長をはじめ、理事者の皆様方には、格別のお力添え、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げて、就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（德谷契次君）　中村議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長德谷契次君議長席を退く〕

〔議長中村正孝君議長席に着く〕

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	山　崎　善　也
副広域連合長	奥　田　敏　晴
副広域連合長	山　添　藤　真
副広域連合長	古　川　博　規
事務局長	山　崎　隆　一
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	矢　部　昌　宏
事務局業務課長	井　関　秀　之
事務局法人税務課長	土野池　典　子
事務局業務課参事	森　田　嘉　彦
事務局業務課参事	大　西　　浩
事務局法人税務課参事	金　子　良　一

議事日程（第２号）令和７年８月29日(金)午後２時07分開議

第１　　諸報告
第２　　会議録署名議員指名の件
第３　　会期決定の件
第４　　副議長選挙の件
第５　　第２号議案
第６　　第１号議案（広域連合長説明）
第７　　一般質問
第８　　第１号議案（質疑・討論・採決）
第９　　選挙管理委員及び補充員の選挙の件

以　上

○議長（中村正孝君）　これより議事日程第２号により議事を進行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

日程第１「諸報告」。

監査委員から例月出納検査の結果報告７件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

次に、出席要求理事者の報告でありますが、当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から片山正紀君及び小原明大君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方にお願いをいたします。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第３「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第４「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

お諮りをいたします。指名方法については、私から指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

それでは、副議長に米重健男君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま私から指名いたしました米重健男君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、よって、米重健男君が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました米重健男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

ここで米重健男君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

米重健男君。

〔副議長米重健男君登壇〕

○副議長（米重健男君）　ただいま御推薦いただき、当選させていただきました向日市議会選出の米重健男でございます。中村議長を補佐し、当議会の円滑な運営に全力を尽くしてまいりたいと存じます。議員の皆様、また理事者の皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

―――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（中村正孝君）　次に、日程第５、第２号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。清水議会事務局長。

〔清水議会事務局長朗読〕

―――――――――――――――――――――――――――――――

第２号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第１項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

令和７年８月29日提出

京都地方税機構

広域連合長　山崎　善也

記

田　中　　恭　介

―――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（中村正孝君）　お諮りをいたします。ただいま議題となっております第２号議案について、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、直ちに採決を行います。採決の方法は挙手によります。

それでは、田中恭介君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（中村正孝君）　挙手全員であります。よって、田中恭介君の監査委員選任に同意することに決定をいたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（中村正孝君）　次に、日程第６「第１号議案」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君）　本日ここに、令和７年８月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、議題となりました第１号議案につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、令和６年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求める

ものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第７「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、磯野勝君に発言を許します。磯野勝君。

〔磯野勝君登壇〕

○磯野勝君　ただいま議長より発言のお許しをいただきました、京都府議会選出の磯野勝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

京都府では、あたたかい京都づくりとして、様々な施策を展開されており、令和７年度は、これまでの取組の積み重ねの上に、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の三つの視点から、府民にあたたかい京都づくりを実感していただけるような予算が編成をされ、その規模は１兆円を超えております。

その自主財源となる府税収入は、株式等の譲渡による所得増加など、前年度に比べ、約130億円の増加を見込まれていますが、社会保障関係経費や人件費といった義務的経費の増加もあり、財政状況が厳しいことには変わりありません。よって、更なる歳入確保の取組が求められるところでございますが、これまで京都府をはじめ、府内25市町村の財源確保に大きく貢献してこられました当税機構には、引き続きの御支援等を賜りますことをお願い申し上げる次第であります。

それでは、通告に基づきまして、現在の税機構の業務遂行状況や今後の取組の方向性等につきまして御質問をさせていただきます。

京都府では、令和４年度の包括外部監査におきまして、税を取り巻く環境の変化や昨今の厳しい行財政状況を踏まえ、京都府の税務行政の現状や課題等を分析し、納税者の利便性向上及び府税の徴収コスト削減の観点から、今後の府税事務所等のあり方について検証をされました。

その結果、京都市内の三府税事務所及び自動車税管理事務所を一組織一事務所に統合することが合理的であるとされ、併せて京都市内の税機構事務所におきましても、当機構と調整しながら、集約化を検討するようにとの言及がありました。

これを受け京都府と税機構は検討を重ねられ、今年１月にそれぞれの事務所を１つの事務所に統合し、府税は京都府府税事務所として旧京都南府税事務所のビルに、そして税機構は京都地方事務所として、河原町五条の河原町ＮＮＮビルに事務所を構えられたところであります。

統合に際しましては、京都府議会の委員会等におきましても、統合事務所は窓口を利用されている方にとって不便な場所にならないのか、あるいは京都府と税機構で事務所の場所が別々になることで、納税証明書の発行などで納税者に混乱等が生じないかなど、心配する声も上がっておりました。

また事務所の移転につきましては、市内事務所とは別に、山城中部地方事務所でも、これも京都府の包括外部監査の指摘を受けて検討されてきた府内勤労者福祉会館の存続の是非の

中で、当事務所が入居する城南勤労者福祉会館が、今年３月末をもって廃止されることとなったため、当事務所は、同じ宇治市内ではあるものの、最寄駅を近鉄伊勢田駅とする場所から、ＪＲ宇治駅近隣で宇治市役所近くのビルへと、３月24日に移転をされました。

このように、令和６年度後半は税機構の事務所執行体制に大きな変化があったわけでありますが、これにより、徴収業務の遂行や納税者の利便性等におきまして支障等が生じることがなかったのか、また、現状、双方の事務所運営はうまくいってるのかについて、まずはお聞きしたいと思います。

次に、法人関係税の事務についてお尋ねをいたします。

令和４年度の包括外部監査では、税機構事務所の集約化以外にも当機構に事務が移管されております法人府民税及び法人事業税の課税作業について、意見が付されております。

その内容は３点ありまして、一つ目は、現在、紙の確定申告書のデータ入力作業を業者に委託されておりますが、その手入力作業を、デジタル技術の活用により省力化、自動化することができれば、委託業務の削減に繋がることから、その検討を期待したいというものであります。

二つ目は、京都府内に本社を置く大手企業が対象の外形標準課税法人がおよそ300社ありますが、課税権の除斥期間が５年間であることを鑑みて、それらの法人の１年間の調査件数を全体の２割となる60社程度にする必要があるのではないかというものであります。

三つ目は、太陽光発電など売電事業を行う法人は収入金額課税法人であり、課税所得が赤字であっても売電の収入額で納税が発生することとなりますが、こうした法人から売電事業者としての情報提供を受けるなど、適正な課税を担保するための新たな調査方法を開発してもらいたいというものであります。

これらの意見に対して、当機構では何か具体的な対応をしているのか、またその予定があるのかについてお伺いをいたします。

次に、税機構の今後の業務展開についてお尋ねします。これについても同じく府の包括外部監査で意見が付されております。

その一つは、共同化業務の拡大を図るもので、京都府の不動産取得税の賦課に際しての不動産の評価、そして府内市町村の固定資産税の賦課に際しての不動産の評価とは、基本的に同一の事務であることから、共同化ができれば事務のレベルアップや効率化が期待できるものとして、実現への難しさは理解されつつも、歴史的な改革に期待をしたいというものであります。当機構では、不動産の評価において、現在、家屋評価の共同化について検討を進めていらっしゃるとお聞きしておりますが、その状況について教えてください。

もう一つは、構成団体の拡大を図るもので、当機構に参画されていない政令指定都市である京都市へ京都府から参加を呼びかけ、京都市との事務の共同化により、京都市域の住民にも行政サービスの効率化の恩恵が受けられることを期待するというものであります。

京都府とは別に、税機構としても何かアクションを起こすことは考えていらっしゃるでしょうか、お聞きいたします。

最後に、今回の包括外部監査では、京都府の税務行政の現状や課題等について広く分析等がされ、今後の取組につきましても京都府に対して指摘や意見がされたところでありますが、

こうした内容も踏まえ、京都府の税務行政の一端を担う税機構として、そのあり方をどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

以上、御答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村正孝君）　山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君）　それでは私からは、最初の事務所統合など執行体制変更後の状況と、最後に御質問いただきました税機構のあり方、この点について答弁を申し上げます。

京都市内の地方事務所の統合に際しましては、これまで同じ建物に事務所を構え、連携して業務を進めてきました市内府税事務所との調整が必要になることから、合同の検討チームを作って、その中で、それぞれの統合について意見を交わしながら準備を進めてまいりました。

また山城中部地方事務所も、入居していた城南勤労者福祉会館の廃止により、限られた時間の中で、市内事務所の統合と併せて、移転準備を進めてきたところでございます。これらの作業を進める上で重要としましたポイントですが、一つには交通の便など納税者の利便性を一定確保するということ、それから賃料等をはじめとする経費面で構成団体に大きな負担をかけないということ、また構成団体との連携などで業務遂行に支障を生じさせないということ、そして、できるだけ早く統合や移転の内容を納税者等に周知し、混乱等を生じさせないということでございました。

結果として、それぞれの新たな事務所は、立地や経費の面で、比較的納得できるものが確保できたと思っておりますし、周知では、ホームページや各事務所等での案内に加え、個別に滞納者や業務協力機関に連絡したこともあって、大きな混乱を招くことなく、また、業務遂行においても、事前に府税事務所との業務連携マニュアルを作るなどして、以前と変わりなく行うことができてございます。

今後も、府民の皆様から信頼、評価される適正な業務を進められる事務所であり続けられるよう、職員の人材育成を始めとする執行体制の強化に努めてまいります。

次に、税機構のあり方についてでありますが、今回の京都府の税務部門を対象とした包括外部監査は、議員からもお話がありましたように、昨今の厳しい行財政状況を踏まえての自主財源の確保、納税者の利便性の向上、徴収コストの削減といった観点から行われたもので、これらはまさに当機構の設立趣旨に通ずるものでございます。

加えて、税務行政の公平公正の確立が、我々の目指すところでありまして、今後もこの設立趣旨に基づき、構成団体から委託された業務、事務を、税務コンプライアンスを徹底して行い、財源確保に貢献してまいりたいと考えてございます。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○議長（中村正孝君）　土野池法人税務課長。

〔法人税務課長土野池典子君登壇〕

○法人税務課長（土野池典子君）　それでは私からは、法人関係税の課税事務の取組状況につきまして答弁申し上げます。

包括外部監査で意見が付されました一つ目のデジタル技術の活用による省力化・自動化に

ついてでございますが、法人関係税の申告は地方税ポータルシステム、いわゆる「ｅＬＴＡＸ」で電子申告ができ、京都府では申告法人の９割近くがこれを利用し、残り１割強の紙申告分を当機構が手入力によりデータ化しております。

現在は、この電子申告と併せ、電子納税も可能であり、法人は電子申告等を利用することで納税までの事務をシームレスに行え、その負担を減らすことができます。

また、その結果、機構の手入力作業も減ることになりますので、当機構では申告書の提出で窓口に来られた法人や税理士に対して、電子申告等の利用を促しております。

次に、二つ目の外形標準課税法人の年間調査件数についてでございますが、外形標準課税が導入されました平成16年度から対象法人の制度への理解を深めるために、５年間で対象企業を一巡するよう調査を行っておりましたが、理解が一定進みましたことやコロナ禍にも入ったことから、一時期、その数を絞っておりました。

しかし、コロナ禍明けの令和５年度からは、調査数を抑えていたことや課税権の除斥期間も踏まえまして、再びその数を増やし、令和６年度は60社を調査しております。

三つ目の売電事業を行う法人の調査についてでございますが、当機構では、固定資産税償却資産の未申告者捕捉作業においても利用しました経済産業省のデータを元に、令和６年度は、太陽光発電設備を所有する338社を調査し、法人関係税の申告に係る照会、指導等を行ったところでございます。

こうした法人関係税の適正な申告等を促す取組につきましては、引き続き、鋭意行ってまいります。

以上でございます。

〇議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

〇事務局長（山崎隆一君）　それでは私からは、今後の業務展開につきまして、答弁を申し上げます。

初めに、家屋評価の共同化の検討状況についてでございますが、税機構では、課税の分野においてこれまで法人関係税、自動車関係税、固定資産税償却資産の事務共同化を実現し、現在は、家屋の評価事務を中心に共同化の検討を進めております。

家屋の評価は、納税者からの申告内容をもとに行うというものではなく、職員が新増築家屋の建築方法や資材、その施工量等を把握して積算する複雑な事務でございまして、構成団体からは、限られた職員数で実施しなければならない煩雑な作業として苦慮しているといった声も伺っているところでございます。

そこで、評価の簡素化、合理化も図れる統一的な評価手法の構築に向けまして、現在、市町村で実際に評価された家屋をサンプルに、実務的、理論的な視点や納税者の公平性の観点に重点を置いた検証を丁寧に行っているところでございます。

次に、京都市の税機構への参画についてでございます。

納税者の利便性向上という共同化の大きな効果を得るためには、より多くの団体に参画していただくのが望ましいと考えております。

現在の京都市との関係は、構成団体としての参画がない中で、当機構が京都市の軽自動車

税の申告書受付事務を受託するというものに留まっておりますが、今後は、例えば徴収に係る研修をそれぞれの職員が一緒に受講し、お互いのスキルを高め合うといった取組なども検討したいと考えております。

税機構への参画につきましては、まずは京都市が御判断されることになりますが、当機構としては、更に共同化業務の充実を図り、より魅力ある団体になるよう、引き続き努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（中村正孝君）　磯野勝君。

○磯野勝君　御答弁、ありがとうございました。

当税機構は、本格的に業務を開始されましてから16年目を迎えられることとなっておりますが、これまでの活動を支えてこられました構成団体、また税機構の執行部や議会、そして職員の皆様の御努力の積み重ねによって、業務は現在安定してきていると私は感じております。

そして、府民や事業者をはじめ、京都府の内外を問わずに税務に関わる多くの関係者に、その存在が広く知れ渡っているとも思っております。

その活動の成果は、例えば、構成団体で納期内に納付されずに税機構に移管された案件の収納率を見ましても、業務開始当初は約３割強であったものが、令和６年度はほぼ６割へと大きく伸びて、構成団体の財源確保にも大きく貢献されていると思っております。

地方の行財政は、今後も非常に大変厳しい状況に置かれることが予想されますが、当機構におかれましては、引き続き環境を整えながら、徴収や課税の業務を適切に行っていただき、構成団体の多様で多彩な事業展開を下支えする団体として、その存在の意義を益々高められることと期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（中村正孝君）　次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君　長岡京市選出の小原でございます。

私ども長岡京市議会、この10月に改選を控えておりまして、私の質問、今回で一旦最後となります。何度も申しておるんですけども、長岡京市議会は、機構設立前の平成21年、府民の納税の権利を守るように、また、健康と生活を侵害することがないようにと求める意見書を全会一致で可決をしております。それに賛成した１人としてチェックをさせていただく質問を今回もさせていただきます。

まず一点目、事務所統合及び移転後の状況についてです。先ほども御議論があったところですけれども、この１月、京都市内の三事務所が統合されました。この統合に関し、昨年８月定例会でのやりとりがありましたが、それまで府税事務所と同じ場所にあったことの利便性がなくなった点は、府税と対応を検討するという答弁がありました。先ほどマニュアルということもありましたけれども、どのような内容になってるか少しお聞かせください。

○議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

〇事務局長（山崎隆一君）　統合しました京都地方事務所の現況等につきまして、答弁を申し上げます。

先ほど、連合長から答弁がございましたけれども、事務所の統合に際して、大きな混乱を招くといったことはありませんでした。

また、業務の遂行についてでございますが、統合前に業務の連携マニュアルを作成いたしまして、これまでと同様、府税事務所と移管案件に係る緊密な情報提供等が図れるようにしておりまして、その中で、例えば納税証明書の交付につきましても、納税者の必要に応じまして、当機構が納税者に府税事務所等への直接の納付を案内することなどをお互いに確認していることで、納税者に必要以上の負担等をかけないようにしているところでございます。

〇議長（中村正孝君）　小原明大君。

〇小原明大君　了解しました。そして、この統合の目的の一つとして、教える側のベテラン職員さんも減っている中で、人材を育成しやすい環境を整備するということも言われていたかと思います。その点はどのようにされていますか。今年度の体制が昨年度とどう変わったかということも含めてお聞かせください。

〇議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

〇事務局長（山崎隆一君）　執行体制の強化等につきまして、答弁を申し上げます。

まず、統合後の執行体制は、同規模であります山城中部地方事務所に倣いまして、新たに整理課を設け、大口困難案件を機動的に滞納整理するようにしております。

人材の育成、税スキルの維持につきましては、これは我々の今後の大きな課題として、大変息の長い仕事になると思っておりますけれども、大規模事務所となった京都地方事務所の力も借りながら、現場の実務ベースの研修を充実させるなど、機構事務所全体の力量を上げる取組を進めたいと考えております。

〇議長（中村正孝君）　小原明大君。

〇小原明大君　了解しました。人材育成、非常に重要な課題だと認識しております。よろしくお願いしたいと思います。

次に、今お話ありました山城中部地方事務所についても、この４月から民間のビルに移転をされています。しかし、この２月定例会の討論で指摘をしましたように、この地方事務所のある一階フロアのトイレが男女共用となっており、同じビルの二階は女性専用、三階は男性専用ということですが、それぞれ二階三階は違うテナントが入居されているとのことです。エレベーターもありません。

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則によりますと、この48人が就業する事務所では、最低男女別の4個の便器を備える必要があるとのことでした。実際に営業されてるわけですので、法的にはクリアをされてるんだと思うんですけども、公共機関のトイレとしてこれでよいのだろうかということを思っております。

来庁される住民の方もそうですし、働いてる方にとっても、足が丈夫でない方は、男女共用のトイレを使用せざるを得ないのではないかと思います。今後、改修などは難しいのかどうかお聞かせください。

〇議長（中村正孝君）　矢部事務局次長兼総務課長。

〔事務局次長兼総務課長矢部昌宏君登壇〕

○事務局次長兼総務課長（矢部昌宏君）　山城中部地方事務所のトイレにつきまして、答弁申し上げます。

まず、事務所移転先のビルは、昭和57年竣工の建物でありますが、現在、公証事務を行う公証役場や医院等が入居しており、また、過去には銀行の仮店舗としても使用されており、建物の利用者に大きな不便をかけるようなところではなく、事務所の新たな入居先として、比較的納得できるものと考えております。

そして、トイレについては、一階は、今回の入居にあたり、男女共用から男女どちらかが使用している時は、その性別の方だけが使用できるように変更していただいたところです。

議員御指摘のとおり、当建物にはエレベーターがありませんので、身体に障害がある方が来所された際の対応が問題となりますが、トイレの使用に限らず、事務所への入退室なども含め職員が気づいた時は、声掛けや、必要に応じた介助を申し出るよう事務所として心掛けているところであり、引き続き、来所する方に極力不便をかけることがないよう努めてまいります。

なお、トイレの改修につきましては、民間の建物でありますので当方で行うことはできませんが、当方のみで対応が難しい大きな支障等が生じるようであれば、建物管理者に相談等してまいります。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　了解しました。この現場の工夫で、こういう人権を擁護していく取組をされてるのは非常に重要なことだと思っております。その点は大変ありがたいと思っとるんですけども、やはりこの男女共用であるっていうのは変わりませんのでね。昨年の業務執行状況説明会の時は、仮事務所という表記をされてたかと思うんです。実際、この家賃も先ほど連合長から、高くならないようにという御発言もありましたが、城南勤労者福祉会館の時の倍以上になっているという事実もありますので、仮っていうことで更に移転先を検討していくっていうことも必要なのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君）　我々の事務所は公的機関の事務所になりますので、できるだけ公的な施設に入らせていただいて、長いスパンで安定的に業務を進めさせていただくのが望ましいと思っております。

ハードものの話でありますので、一気にポンと出てくるのか、出てこないのかということはありますが、管内の構成団体の御協力もいただきながら、公的な施設に入れるような方向で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　了解しました。次に、徴収事務についてに移りたいと思います。

先ほど御紹介もありましたが令和６年度は、収納率が59.7％と、前年度に比べて4.1ポイントもの大幅上昇で過去最高であったのではないかと思います。これまでも納税者の生活実態や生存権を無視した徴収業務であってはならないと求めてきたところですので、その点が

大丈夫なのかということをまず思っておりますが、この収納率が大幅上昇となった要因について少しお聞かせください。

○議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君）　令和６年度の収納率につきまして、答弁を申し上げます。

令和５年度まで抱えておりました高額滞納案件が不納欠損として処理されましたので、その影響が大きく反映する数値となっておりますが、その前年度と比較する場合、例えばこの高額案件が残っていたと仮定すれば、前年度比0.2ポイントの上昇に留まるということになります。

ただ、この場合でありましても、先ほど議員の方からございましたように、前年度の過去最高の収納率を更に上回っておるという状況でございますので、高い滞納整理のレベルは維持できていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　わかりました。これまでですね、前年度を上回るですとか、伸びを持続するですとか、そういった目標の設定のされ方がここ数年されてきたと思います。昨年度の大きな伸びはこういう特殊要因もあったっていうことですけれども、この昨年度の大幅な伸びを受けて、今年度はどのような、目標設定と取組をされてるのかをお尋ねします。

○議長（中村正孝君）　山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君）　今年度の目標設定につきまして、答弁を申し上げます。

令和６年度の収納率は、先ほど御紹介等もしていただいております60％近いものとなりましたけれども、今年度は、全事務所において収納率を伸ばし、この60％という収納率の新たなステージに入っていきたいなと思っております。

そのためには、やはり徴収業務、これはマンパワーが全てでございます。人材の育成や徴収スキルを継承していく取組に力を入れる必要がございますので、現場での実務研修の充実や他団体職員との合同研修なども実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　わかりました。このスキルを上げていく、滞納整理業務を進めていくということは大事だと思います。一方で収納率がどんどん上がって、無限に上がっていくかというと、納税者の方の担税力がどうなってるかというと、それが無限に上がっていくというふうにも感じられないと思います。

よく公平性というのを言われるときに、納めるか納めないかっていう、これも一面かも知れませんけれども、納める力がない方が、等しく執行停止になってるかっていうのも、大事な公平性と思います。

強い権力が与えられてるということを自覚していただいて、取りやすいところから多く取るっていうことではなくて、取るべき相手かどうかが公平に判断されるということを求めたいと思っております。

次、三点目の滞納整理の実務について少し伺いたいと思います。

滞納処分対策全国会議っていうのがありまして、税理士さんや弁護士さんを中心に、払い

たくても払えない納税者を不法な取立てから救済するため、全国で相談や申入れの活動をされています。私も会員として参加をしております。

この団体が５月に、国税庁と総務省との意見交換を行いまして、滞納整理の実務の状況について、それぞれの見解を質されました。

この参加した方の感想としては、国税庁は制度について深く検討している様子があるが、総務省は、税だけが主たる業務ではありませんし、異動もありますので、研修も必ずしも十分でなく、制度のあり方を深めるよりも、どういうふうに徴収するかが中心になっているという印象を受けたとのことでした。

これはなるほど重要な指摘かなと思いました。

そこで、機構についても対応がどうかっていうことを、確認をさせていただきたいと思っております。

一点目ですけども、国税徴収法では、給与差押禁止額の定めがあります。単独世帯の滞納者なら10万円、そして家族1人増えるごとに4万5000円加算をするとされています。

しかし、これでは個別事情、例えば家賃、家族の医療費、教育費、こういうことが考慮されないという問題があります。

一方、機構では、生計費需要額の目安っていうのを定めておられて、地域に応じた生計費、そして家賃、母子、妊婦、障害者、教育、医療、児童養育などの加算項目を定めて、生計費需要額を算定されています。

これは納税者に寄り添った基準の持ち方であると思っております。

ただ気になるのが、これが給与差押禁止額のように、きちっと遵守を厳しくしていくものなのか、それとも単なる目安なのかということです。実際の運用についてお聞かせください。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君）　生計費需要額の目安の取扱いについて、答弁申し上げます。

差押えに際しては、法令に定める給与差押禁止額を踏まえまして、また、滞納処分の停止に際しては、生計費需要額の目安を踏まえて対応しておりますが、どちらも個々の納税者において特段の斟酌すべき事情があると把握できれば、これらの基準で示された金額に拘わらず、その実情に見合った対応をすることもございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　差押えについてはこの差押禁止額で、執行停止についてはこの目安を踏まえてということでした。

ただ、状況によるということもおっしゃったわけですけれども、要は、例えば差押禁止額よりも給与の少ない人が差押えされるということもあるんですか。この、場合によるというのは。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　給与差押禁止額につきましては、それ以上の金額の差押えを許さないという趣旨でございますので、事情を鑑みてそれより少ない差押えをすることはございますが、超えて差押えするということは、絶対にございません。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。
○小原明大君　了解しました。そうしましたらこの目安と、執行停止との関係では、いかがでしょうか。
○議長（中村正孝君）　井関業務課長。
○業務課長（井関秀之君）　差押えの範囲につきましては、給与の差押禁止額を超えない範囲で、個々の納税者の実情を踏まえまして、その差押金額を判断して執行を行っているところでございます。
○議長（中村正孝君）　小原明大君。
○小原明大君　すいません。この生計費需要額の目安で算出される、この収入というか所得を下回っている方には、執行停止がされると思っていいんでしょうか。
○議長（中村正孝君）　井関業務課長。
○業務課長（井関秀之君）　生計費需要額の目安につきましては、滞納処分の停止にあたりまして、その滞納者の所得の判断の一つの目安として使用しておりまして、他の財産の状況であるとか、そういったことも総合的に判断して滞納処分の停止を行っているところでございます。
○議長（中村正孝君）　小原明大君。
○小原明大君　すいません、確かにこの税務行政のところで、こういう場で、この場合は絶対にこうですっていうことを言い切るのは非常に難しいことだと思いますのでちょっと嫌な質問をしてしまいましたが申し訳ありません。
ただ、この給与差押禁止額については、法律で明記をされていますので納税者にも非常にわかる形になっていますが、この目安については機構の中で持っておられる基準ですので、執行停止のあり方についてこの目安をもとに判断しているということでしたら、これも機構の基本的な考えとして、外に分かる形になっていると納税者の方にも、分かりやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。
○議長（中村正孝君）　井関業務課長。
○業務課長（井関秀之君）　生計費需要額の目安につきましては、先ほども申し上げましたように、滞納処分の停止に当たっての判断のための一つの目安材料でございますので、これだけを取り出して広く周知するといったことは、現在のところでは考えていないところでございます。
○議長（中村正孝君）　山崎事務局長。
○事務局長（山崎隆一君）　今の差押えの金額や執行停止の金額はフローの部分ですが、他にストック、要は貯蓄的なものの二つの面があると思います。
我々は差押えなり、執行停止をする場合に、常日頃、どれだけ月々のお金が入ってくるのかというフローの面だけではなくて、どれだけの財産があるのかということも見させていただきます。
先ほど井関業務課長が申しましたように、あらゆる面を見て、総合的な判断の中で差押えや、執行停止をしていきますので、この目安だけを広報して、一面的にこれならっていうようなことで、滞納整理を進めるわけではございませんので、変に皆様に周知すると誤解を招

き、納税者にとってマイナスとなりますので、我々はトータルで判断させてもらうというところで、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　ありがとうございます。

次の項目に移りますけれども、この租税債権は非免責債権、つまり破産しても支払義務が残る債権であることから、一部の自治体では、破産決定した納税者に対しても執拗に督促をしたり、他の負債の支払を免れた資金を納税に回させようとするなどの事象があると見ます。

国税庁では、徴収事務提要に基づき、破産手続が終結している場合は、停止相当事案として管理するとありますが、機構ではどのように対応されていますか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　破産手続終結後の滞納整理につきまして、答弁申し上げます。

破産となった滞納者は金銭的に苦しい状況にあると想像できるところですが、当機構では、今一度、その滞納者の現状を調査した上で、滞納処分の停止に該当する状況にあるかどうかを判断しておりまして、破産という事実だけをもって一律に滞納処分の停止を行っているというわけではございません。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　国税庁や総務省もそのように対応されてるようなんですけれども、一方では、要は徴収事務提要で、停止相当事案として管理するっていうことを、わざわざ言っているっていうことは、あくまでその人の事情を見てっていうことやったら、わざわざそういうことを、国税庁も必要ない訳ですので、そこはよく踏まえていただければと思っております。

次ですけれども、この給料等を差し押さえることによって、今すぐではないにせよ将来的に本税を完納できる見通しが立ったというような場合は、その時点から延滞税を減額する充足免除という規定が国税通則法にありますが、地方自治体の中にはそれをやらない、応じないところも後を絶たないと言います。機構はどのように対応されていますか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　充足免除の取扱いにつきまして、答弁申し上げます。

滞納額の全額を徴収するために、十分な財産を差し押さえた場合などに、その期間に対応する延滞金を軽減できるというのが充足免除と言われるもので、要件に該当するかどうかの判断においては、差し押さえた財産が滞納額を充足する内容となっているのか、また、実際に換価等をされて、完納となり得るのか等を見定める必要がございます。こうした見定めの中で、該当すると判断した場合は、規定を適用しているところでございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　その見定めっていうのは難しいところあるかと思うんですけれども、これ最終的に完納されることが見届けられたら、その押さえた時に遡って、この減額がされるということではないんですか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　充足しているかどうかの判断につきましては、個々の時点にお

いて、差し押さえた財産、それから滞納額等を勘案して判断するものでございますけども、おっしゃっておられるような最終的に完納になった場合には、これに該当する場合が多いと判断されるものかと思います。

以上です。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　了解しました。

次ですけれども、換価の猶予の適用について、100万円以下の滞納の場合、３箇月以内の猶予の場合、そして、特別の事情がある場合には、担保を立てなくてよいという規定があります。

長岡京市も税条例第11条にあります。国税通則法基本通達においては、この特別の事情とは、「１、財産がなく、保証人がいない」「２、財産があっても担保余剰がない」「３、担保を取ると、事業や生活の継続に支障が出る場合」と、例示をされています。

この例外規定を認めず、担保のない人に猶予を認めない自治体もあると聞きますけれども、機構においては国税と同様に対応されていますか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　担保の提供ができない場合の換価の猶予の運用につきまして、答弁申し上げます。

今、議員御指摘いただきましたように、地方税法などの規定によりまして、換価の猶予を適用する場合には、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供していただく必要がありますが、猶予を受ける金額が100万円以下の場合、猶予期間が３箇月以内の場合、また、担保を提供できる財産がないといった事情がある場合には担保を提供する必要はございません。

これについて当機構では、国税と同様に、提供できる担保がない、担保の影響により生活の維持に支障をきたすといった特別の事情が認められれば、担保の提供なしに換価の猶予を行っているところでございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　ありがとうございます。

答弁が納税者の方に、本当に役立てばいいなと思っております。換価の猶予は、1年間延長してもう１年間で最大２年間、適用ができます。国税では２年間猶予するという前提で、１年目の納税計画をもう最後の月だけを金額にして、もう１年延長するっていうやり方もとられていますが、地方では１年で完納できないならもう猶予を適用しませんっていうようなところもあるようです。機構ではどのようにされていますか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　換価の猶予の期間につきまして、答弁申し上げます。

当機構では、まずは１年の範囲内で滞納者の財産や収入の状況に応じて、最も早く税を完納できると認められる期間を設定しております。

なお、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由が認められる場合にあっては、猶予期間の延長を認めることとしております。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　１年目のこの猶予をお願いするときに、この１年で払い切れる額を毎月毎月、きちっと提示をして、それを納めていかなかったら、もうできないということになるのか、２年で払い切るということを見越して、１年目の、まずこの猶予を適用することもあり得るのかというのを少し教えてください。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　換価の猶予を行う場合には、納税者の実情に応じて、適宜分納、分割納付を設定することとされております。その中において１年間で完納をできない金額の納付金額を設定するという場合もございます。その点については国税と同様かと考えております。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　すいません。言いにくいことをお聞きしまして、よく答えていただいてありがとうございます。

わざわざ、こういう表のところで、駄目って言われてしまったら、終わりになっちゃうので、いらないとこまで突っ込んでしまいました。すいませんでした。

次ですけれども、この猶予の要件である納税についての誠実な意思っていう判断なんですけども、国税においては、例えば過去に延滞した履歴がある人でも、今現在必要な書類がそろっていて、特に問題なく納税をしておられる場合であれば誠実な意思があると判断しているとのことですが、機構においては、過去の履歴を機械的に適用ということはありませんですか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　換価の猶予の要件であります誠実な意思の判断につきまして、答弁申し上げます。

納税についての誠実な意思の有無については、滞納者のこれまでの対応等も判断の一材料にはなりますが、これのみで誠実な意思の有る無しを判断するわけではなく、判断時の状況や態様を十分に踏まえて判断することになると考えます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　ありがとうございます。そして、この換価の猶予ですけれども、この規定そのものが申請による猶予でしたら、納期限から６箇月以内に申請する必要がありますので、この機構では適用できる方がかなり限られてしまうのが現状かと思います。

しかし、猶予というのは、計画的に納税したいっていうふうに思っている人にとったら、その努力が実際に、この日々の安心にもなりますし、この延滞税の縮減にも繋がるという制度になるわけですので、この前向きな面を大いに納税者の方にＰＲして、申し出てくれたら職権による猶予を積極的に実施しますよと、こういうふうに取り組んではいかがかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　換価の猶予に係る広報につきまして、答弁申し上げます。

税の猶予は、納税者の税に対する姿勢等を踏まえて行うものではなく、猶予しなければな

らない事実の有無に基づき行われるものでございます。

換価の猶予に係る制度については、当機構のホームページ等で周知しておりますが、滞納者においては、送付する催告文書にも記載しておりますように、納付が厳しい状況にあるなら、換価の猶予の適用の要否に拘わらず、まずは所轄の地方事務所へ相談していただきたいと思っております。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　ありがとうございます。条件のある人には積極的に適用していただきたいなということを思っております。

最後ですけども、同じ人に国税、県税、市税が換価の猶予をしていて、国税と市税が延長を認めたのに県税だけが認めず取立てを開始したというような事例がよそであったそうです。

この収納率の向上だけを至上命題にしていますと、この先に取り立てたもん勝ち、先に取らないと取りはぐれると、こういう発想が出てきて、納税者の実情に沿った対応が疎かになってしまうことがありえるのではないかなと思いますけれども、機構としては、この他の税との競合とかいうことに関してどのように対応されていますか。

○議長（中村正孝君）　井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君）　他の租税庁との滞納整理に係る競争につきまして、答弁申し上げます。

差押え等ができる状況にある滞納者に対して、着手手続の早さで国税等と競合するということはございますけれども、滞納者の置かれた状況を無視した形で、早い者勝ちで滞納額を取り立てるといった事例を当機構では確認したことはありません。

滞納処分の内容は、国税など他の機関が猶予を適用しているかどうかといったことで判断するのではなく、あくまでも滞納者自身の実情を客観的に見て、それに見合ったものにすることが当機構の方針でございます。

○議長（中村正孝君）　小原明大君。

○小原明大君　ありがとうございます。細かいことを沢山聞かせていただいてすいませんでした。

ただ、納税者の方に、この今の御答弁が役に立てばいいなというふうに思っておりますのと、あとやっぱり私がよその話ばっかりしているのは、最近納税者の方からの直接の御相談っていうのをそんなに聞くことがないんですね。

以前はよく言うてましたけれども、その点では、丁寧に対応していただいてるのであればいいなということを思っております。

私、この議会に席を置かしていただいて通算６年になるんですけれども、当初より申し上げてきたのは、徴収だけでなく、納税者の生活を再建する、伴走者としての支援をして欲しいということです。

２月定例会で、この福祉制度や助成制度についての研修をやりませんかという質問したんですけども、滞納者が望む場合に支援制度が紹介できる知識を身につける観点から、実施を検討したいと答弁をしていただきました。大変うれしく思っております。

最初の頃は本当に機構の仕事は徴収だけですと、何度も以前の事務局長に言い切られてき

ましたので、議論を重ねる大事さは実感しております。
その面で、今後の取組に期待も表明しまして、終わらせていただきます、ありがとうございました。
○議長（中村正孝君）　以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第８「第１号議案」を議題といたします。

○議長（中村正孝君）　これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（中村正孝君）　次に、議案に対する討論に入ります。
通告がありますので、まず、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。
〔光永敦彦君登壇〕
○光永敦彦君　京都府議会選出の光永敦彦です。
ただいま議題になっております第１号議案、令和６年度京都地方税機構一般会計決算を認定に付する件に反対の立場から討論をいたします。
反対の理由の第一は、特別地方公共団体である本地方税機構の強化を今後も進めるということは税という最も重要な住民によるガバナンスを働かさなければならないものに、住民自治が益々及ばなくなるばかりか、公務公共サービスの民間化や産業化に更に道を開くことに繋がりかねないからであります。
先ほどの質疑でもありましたけれども、私も地方税機構議員を一定長く務めておりますけれども、この機構が始まった頃は、結構納税相談などの個別相談がありました。
本議会でも、私も何度も質問をしてきましたけれども、個別の案件には具体的には答えられないというふうにずっと言われてまいりました。
そして、私のところにも、税機構議員として、個別相談というのがなかなか聞こえなくなってきたというふうに感じております。
それは、丁寧な対応がされているからなのか、やはり遠くなってるからなのかという、こういう課題があるんじゃないかなというふうに、考えております。
まさにガバナンスを効かせるためには、住民に近い税の問題について、本当に身近に寄り添って相談できる地方自治体、基礎自治体のところで対応していくっていうことが本来必要ですけれども、税移管がされてしまうから、徴収業務に住民、府民的にはさらされていくということが、だんだん強まっているからこういうことになってるのではないかというふうに、私も実感として思っております。
そして、今年の骨太の方針の2025では、持続可能な地方行財政基盤の強化という項目で、将来にわたり持続可能な形で、行政サービスを提供していくという観点から、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に対応するため、国、

都道府県、市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進するというふうに述べました。

総務省が今年６月に示しました、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告の中でも同様の指摘がされております。

これらは人口減少や、東京一極集中があたかも自然現象であるかのように捉えていて、その責任を曖昧にしながら、実質、団体自治や、住民自治を壊す方向となり、民間との連携や開放など、一層全体として進めようとしており、地方税機構がその流れに進んで乗ることになっていくことが果たしていいのかということが、問われているんではないかというふうに考えております。

自治体職員が減り、人口も減っていく中でやむを得ないという気分がありますが、この気分を逆手にとる形で、結果、自治が制度的に壊されていく道を、地方税機構として進んでいっていいのか、まさに地方議員でもある我々税機構議員こそ、今こそ深く考えなければならない局面に来ているのではないかと考えております。

また、税事務所の統合の問題も、本議会でも論議となりました。マニュアルなどを作って、不便がないようにという話ありましたけれども、そのマニュアルというのは、業務上のマニュアルであって、実際府民の皆さんにとっては、府税事務所と税事務所が離れて別のところに存在しているという不便さというのは、実質広がってるというふうに考えるのが普通であり、この方向が今後更に進められていく可能性すらあるために反対をしておきたいと思います。

反対の理由の第二は、先ほど答弁にもありましたけれども、今後も課税事務の共同化を一層進めるという方向が打ち出されており、そのために税財源を投入し推進しようとされています。

更に、私何度も質問しましたけれども地方公共団体情報システムの標準化の導入ということもありまして、今後総体的に自治体負担が増えることが十分想定されるということになるためです。

昨今の国のやり方は、皆さんもよく御承知のとおり、システム改修の初期の段階では、補助金を交付するということがあって、それにより、自治体の初期負担を減らすということがやられたものの、ランニングコストや今後のシステム改修等の際には、自治体負担を強いられる、住民その結果住民負担が増えるということが、よくあることです。

我々はこのやり口に何度も苦い思いをしてきたというふうに考えております。それは税機構議員も税機構の職員さんも、体験されてきたというふうに考えております。

また、課税事務の共同化っていうことは、できることできないことがありまして、しかもこれまでシステム導入や改修に、職員の皆さんはコストが見えにくい膨大な業務を強いられてこられていると実感しております。

そろそろ税機構の目的に、課税事務の共同化を推進する方向を見直すというところに来ているのではないかと私は考えています。

更に、地方公共団体情報システム標準化により、地方自治体独自に培ってきた制度を、システム上継続することが難しくなり、そして、独自制度を入れようとすれば、それこそ、さ

らなる自治体負担が増えていくということになりますので、これまで培ってきた自治体の努力をないがしろにしてしまい、府民的な損失に繋がるおそれがあるということから反対です。

第三は、地方税機構が京都市を除く京都府全体で構成する意味が減っていると言わざるを得ないからであります。

滞納移管額については年々減少を続けていて、収納額の収納率も職員の皆さんの努力があるものの、一定限界にきております。

先ほども論議あったように数字が跳ね上がるときは、大口滞納が解決されたときということになっていて、それがない場合は大体もう限界にきているというふうなことが数字上も明らかになっています。

そして、自治体の負担は大体年間26億円、この決算も26億円余となっており、現年課税の収納が昨年９月段階では17億円余、滞納繰越で12億円余、計30億円余の収納となっています。

26億円の自治体負担をかけて、30億円余の収納となるということで、この傾向というのは人口減、職員減のもと一定続くことは十分想定されると思います。府民一人一人が資材高騰や物価高騰で苦しんでおられるとき、住民に寄り添い、滞納しないための支援や相談などの努力こそ、基礎自治体で努力すると、そして、やれないことは連携して取り組んでいくということが必要なのに、徴収業務だけを特化していった地方税機構を強化して負担金が増えていくと、こういう道を歩むべきなのかどうかについては、真剣に考え、考え直す時期に来てるのではないかというふうに考えており、以上の理由から反対をしたいと思います。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

〇議長（中村正孝君）　次に、小割直彦君に発言を許します。小割直彦君。

〔小割直彦君登壇〕

〇小割直彦君　井手町議会選出の小割直彦でございます。

ただいま上程されております令和６年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定する件の議案について、賛成の立場で討論いたします。

地域社会が抱える課題は、その地域の特性に応じて様々ですが、人口減少、少子高齢化、経済構造変化、インフラ老朽化、自然災害リスクの増大に起因するものは、ほとんどの地域が抱える共通の大きな課題となっております。具体的には高齢者の増加に伴う社会保障等の行政コストの増大、地域における人手や後継者の不足、地域産業の衰退、公共交通機関等における生活の足としての不便さ、自然災害の激甚化による安全への不安などの事象を引き起こしているところです。

こうした状況は、人口規模の小さな市町村ほど顕著で、今後、人口減少が更に高まる市町村にあっては、自治体の存続そのものに関わる大きな問題です。

そうした中、井手町ではまずは人口の減少を食い止めることを喫緊の課題に据え置いておりまして、暮らしやすい生活基盤の充実や雇用の拡大といった取組を継続的に推進しつつ、子育て支援策の充実など、若者が住みやすいと感じる環境づくりに積極的に取り組んでいこうとしております。

そこで、令和７年度の予算では、災害から町民の安全を守る防災・減災の取組、国道24号線バイパスへのアクセス道路の整備や小中学校の施設改修・設備更新といった町民の今の暮

らしを守る事業とともに、子育てにおける様々な相談に応じるこども家庭センターを新たに設置するなどの、よりよい未来を創るための事業にも予算を重点的に配分しております。

予算額は、一般会計ベースで約54億円となりますが、そのうち住民自治を支える自主財源である町税が占める割合は約10億円弱と全体の18%程度に止まり、地方交付税や国庫支出金、府支出金などの依存財源に頼る状況となっていることから、井手町は、国や府の対応に大きな影響を受けるといった財政構造を少しでも改善させる努力をしなければなりません。

町税をしっかり確保するには、課税では客体の捕捉を徹底して行う、徴収では滞納整理を積極的に進めるなどといった作業が必要となりますが、税務職員数が限られる小さな市町村にとってこうした対応を単独で行うことは、大きな負担となります。

こうした実情を踏まえて設立された税機構においては、これまで業務を適正に進めてこられ、その成果は令和６年度の収納率を見ても分かるように、本来、市町村としてなすべき役割を担う財政確保に貢献していただいているところです。

また、今回の提出議案である令和６年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算の内容においても、監査委員の意見書にありますように、各種事業を実施するための必要な歳出を各構成団体からの負担金を用いて適正に執行されております。

住民に最も近い自治体である市町村としては、今後も地域の特性を踏まえた様々な取組を進めなければならず、またそのための財源についても自ら確保する努力をしなければなりませんが、税機構におかれても、引き続き適正な業務の遂行に努められ、構成団体の大きな期待に応え続けていかれることをお願い申し上げ、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（中村正孝君）　以上で、討論を終結いたします。

○議長（中村正孝君）　これより、第１号議案「令和６年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決に入ります。採決は挙手により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（中村正孝君）　挙手多数であります。よって、第１号議案は原案どおり可決されました。

○議長（中村正孝君）　次に、日程第９「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

なお、指名は委員及び補充員の２回に分けて行います。

まず、委員に多賀久雄君、久守一敏君、松岡保君、村井弘君、以上の４人を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長より指名いたしました４人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました４人が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員について、井上重典君、出渕登喜子君、山本正君、大里茂美君、以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました４人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました４人が選挙管理委員補充員に当選をされました。

お諮りをいたします。補充員の補充の順序は、ただいまの指名の順序とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君）　異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○議長（中村正孝君）　以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和７年８月京都地方税機構議会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後３時31分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長　　中村　正孝

会議録署名議員　　片山　正紀

同　　小原　明大